

床頭台等運営事業者に係る仕様書

沖縄県立中部病院（以下「当院」という）内における床頭台等の運営に関する仕様書を次のとおり定める。

1. 目的

当院の入院患者に安全で快適な療養環境を提供するため床頭台等を設置し、適切な管理運営を行うことを目的とする。

2. 事業場所

沖縄県うるま市字宮里281番地
沖縄県立中部病院

3. 設置運営物件

床頭台等・テレビシステム業務の設置運営

- | | | |
|----------------|------------|----------|
| (1) 床頭台システム | 124式 | (予備4台含む) |
| (2) 液晶テレビ | 同上 | |
| (3) カードタイマー | 同上 | |
| (4) 冷蔵庫 | 同上 | |
| (5) 貴重品保管庫等 | 同上 | |
| (6) カード販売機 | プリペイドカード方式 | 2台 |
| (7) カード精算機 | | 1台 |
| (8) 入院案内放送システム | | 1式 |

4. 設置場所

- (1) 床頭台システムの設置（入替）数
- | | |
|-----------|-----|
| ○6階 東病棟 | 40台 |
| ○6階 西病棟 | 37台 |
| ○3階 産婦人科 | 37台 |
| ○3階 MFICU | 6台 |
| ○予備 | 4台 |
- (2) カード販売機 本館3階及び6階 各1台
- (3) カード精算機 本館1階 1台

※設置台数等については、運用方針の変更などにより若干の増減の可能性があります。

5. 貸付期間

事業者と県有財産貸付契約を締結した日から5年間とする。

なお、契約期間満了時又は契約の解除において、事業者は次期事業者に対して、円滑に業務の引継ぎを行うとともに、設置物件が使用できない期間がないよう配慮すること。

6. 施設使用料

施設使用料は、沖縄県病院事業局固定資産管理規定第23条に基づき、売上額に一定割合を乗じて得た額とする。

7. 費用負担

- (1) 床頭台等のすべての設置に伴う工事及び保守管理に関する一切の費用は、設置業者の負担とすること。
- (2) NHKの受信料は設置事業者の負担すること。
- (3) 光熱水費等 沖縄公有財産規則第31条（光熱水費の負担）により、電話、電気ガス、水道等の諸設備の使用に費用等を負担すること。

8. 設置機器仕様

(1) 床頭台

- ・木製で、テレビ上部に蛇腹式収納を要し、当院のスペースを十分に考慮した物であること。（幅500mm×奥行600mm×高さ1700mm程度）
- ・耐薬品性、耐熱、耐水、耐久性優れていること。
- ・移動時を考慮し70mm以上のキャスターを取り付けること。
- ・キャスターのストッパーは一度の操作で四輪全てにロック及び解除ができる機構であること。また、ロック・解除は手元操作で簡単に実施できること。
- ・引き出しに貴重品入れ保管庫を取り付け、又は引き出しに鍵を取り付けてあること。
- ・スライドテーブルを設けること。
- ・本体側面（両側）にタオル掛けを設けること。
- ・床頭台下部には冷蔵庫の取り付けスペースを確保すること。
- ・センサー式の足元灯を取り付けること。また、破損・紛失等が発生しない場所に付けること。

(2) 液晶テレビ

- ・サイズは19インチ以上の液晶ワイド画面（16：9）であること。
- ・地上波デジタル、BSデジタル放送のチューナー内臓であること。

- ・テレビの角度調整が上下左右に調整可能であること。
- ・B-CAS カードの盗難防止対策を講じること。
- ・リモコンはワイヤレスとし、同室の他のテレビに干渉しないこと。
- ・前面にイヤホン差し込み端子を取り付けること。また、市販のイヤホンが使用可能なこと。
- ・利用料金の支払いはプリペイドカード方式であること。
- ・入院案内放送が動画で放送でき、無料で視聴できること。

(3) カードタイマー

- ・プリペイドカードでテレビ、冷蔵庫双方が利用できるものであること。
- ・残度数、または残時間が分かりやすく表示されるものであること。

(4) 貴重品保管箱

- ・利用者は無料で使用できること。
- ・床頭台内の引出しに取付け、または、引き出しに鍵を取り付けてあること。
- ・鍵を紛失した場合は、容易に鍵を交換できるものであること。
- ・鍵にリストバンドを取り付けること。

(5) 冷蔵庫

- ・利用料金の支払いはプリペイドカード方式であること。
- ・無音無振動タイプのペルチェ式で床頭台内部に設置可能なもの。
- ・中身の取り出しが容易なもので、庫内に収納バスケットがあること。
- ・引き出しタイプの冷蔵庫で開閉しやすいものであること。
- ・稼働中はランプ等一目で目視確認ができる機能を搭載していること。
- ・容量は20リットル以上で2リットルのペットボトルが収納可能であること。
- ・環境に配慮したノンフロンガス製品であること。
- ・庫内温度が5℃±3℃に冷え、冷却機能が十分あること。

(6) カード販売機

- ・千円札が使用可能とし、1枚1,000円券及び3,000円券の2種類が販売できること。
- ・売上報告の為、販売明細書が発行可能であること。(2枚レシート発行機能があること)
- ・床への据え置き型であり、防犯上必要な措置がとられていること。

(7) カード精算機

- ・10円単位で払い戻し精算ができること。また精算時の手数料は徴収しないこと。

- ・売上報告の為、精算明細書が発行可能なこと。2枚レシート発行機能があること。
- ・床への据え置き型で、防犯上必要な措置がとられていること。

(8) 入院案内放送

- ・入院患者向けの案内放送コンテンツが用意できること。
- ・製作費及び放送に伴う工事費用はシステム設置業者が負担すること。
- ・空きチャンネルを利用し、無料で（カードを必要としない）で視聴できること。
- ・入院案内放送は専用のボタンをリモコン等に設置し、簡単に再生が行えるようにすること。

(9) その他設置機器（買物決済用カードリーダー 1台）

- ・当院の売店で利用できる買物決済用カードリーダーを設置すること。
- ・カードリーダーの設置に伴う工事及び保守管理に関する一切の費用は、設置業者の負担とすること。
- ・利用料金の支払いはプリペイドカード方式であること。
- ・床頭台に附属するテレビ、冷蔵庫双方で利用できるプリペイドカードがカードリーダーでも利用できること。

9. 保守管理体制

- ・設備導入後の保守管理、修理メンテナンスについては設置業者が責任をもって体制を確立し、対応する方法を提案すること。
- ・平日、土曜日9：30～17：00まで保守担当者が院内に待機をすること。また、日・祝日の対応は企画提案書に記載すること。
- ・システム等の不具合、患者等からの苦情やトラブルは迅速に対応すること。
- ・利用者の退院後、床頭台システムの清掃を実施し、速やかに次の利用者へ提供できるようにすること。
- ・システム等の維持管理及び補修等の保守管理業務にかかる費用は運営事業者が負担すること。
- ・保守・メンテナンス体制に関する資料を企画提案書に記載すること。

10. その他

- ・保守担当従業員は、業務遂行中は清潔で統一されたユニホーム及び名札を着用すること。
- ・保守担当従業員は、インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンについて接種することが望ましい。
- ・事業者は従業員に業務に必要な感染症対策、検査、ワクチン接種等を実施すること。
（麻疹、風疹、水疱及び流行性耳下腺炎にかかる抗体価検査並びに該当検査が陰性

の者へ対するワクチン接種)

- ・入院患者が使用中の床頭台の取扱い(床頭台の入替作業等)については、患者負担の軽減のため、病院と既存の設備機器設置事業者及び新たな設備機器設置事業者と協議のうえ決定する。

1 1. 利用料金 利用料金について以下の内容を企画提案書に記載すること

- ・テレビ 1時間あたりの視聴料金
- ・冷蔵庫 1日あたりの利用料金

1 2. その他付加提案

患者サービスの向上や、看護師の負担軽減につながる提案があれば、企画提案書に記載すること